

平成28年 歌会始のお題 歌会始のお題「人」

- 要 領
お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
- 申込方法
封筒に「詠進歌」と書いて、〒100-8111 宮内庁に郵送(期限9月30日)
詳しくは、宮内庁式部職あてに、返信用切手をはった封筒に郵便番号、住所、氏名を書いて9月20日までにお問い合わせください。
詳しくは、宮内庁ホームページ(<http://www.kunaicho.go.jp/>)をご参照ください。

2015 紀の国 わがやま国体 2015 紀の国 わがやま大会 日高川通信

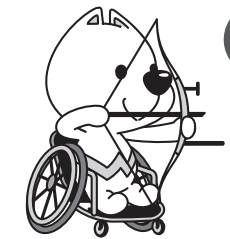
開催まであと **147日**
5月1日現在

紀の国わかやま大会(障害者スポーツ大会) リハーサル大会いよいよ開催!!

日高川町では障スポの正式競技、アーチェリー競技の大会も開催されることになっておりますが、第15回和歌山県障害者スポーツ大会を兼ねて、紀の国わかやま大会アーチェリー競技のリハーサル大会を開催します!ぜひとも会場にお越しただき、温かいご声援をよろしくお願いたします。

日時 6月7日(日) 9:30~

場所 南山スポーツ公園陸上競技場



競技日程 (進行状況により変更になる場合があります)

- 9:30~10:00.....開始式
- 10:30~12:00.....第1ラウンド
- 13:00~14:30.....第2ラウンド
- 15:20~15:50.....表彰式

*おもてなしコーナー

無料・数量限定

- 『猪汁』『マドレーヌ』
- 『八朔シャーベット』
- (変更の可能性アリ)



*ドリンクコーナー

無 料

ご来場のすべての皆さまに、おもてなしさせていただきます予定です。

紀の国わかやま国体・大会日高川町炬火名を募集します!!

炬火とは、オリンピックでいう聖火にあたるもので、紀の国わかやま国体・大会の期間中、選手たちを見守り続ける、『国体のシンボル』になるものです。日高川町では、町内の3カ所で火を起す採火イベントを実施し、夏祭りに合わせて開催する炬火イベントで、3つの火を1つにし、『日高川町の火』を誕生させる予定です。その日高川町の火に《日高川町らしい》名前をつけてください!!

- 応募資格：日高川町内に在住、在勤、通学をされている方、日高川町出身の方
- 応募方法：応募用紙(官製ハガキ可)に下記の事項を記入し、郵送・持参・FAX・メールのいずれかの方法で事務局まで提出してください。
- 審査表彰：実行委員会において審査のうえ、応募作品の中から最優秀作品1点と優秀作品2点を選定します。表彰は炬火イベントで行い、賞状と記念品を贈呈します。また、最優秀作品は日高川町炬火名として採用します。
- 応募締切：6月19日(金)
- *詳しくは、町ホームページか、役場・各支所、公民館窓口にて備え付けのチラシをご覧ください。
- *3カ所で開催予定の採火(火起こし)イベントについては別途お知らせいたします。



■お問合せ 企画政策課国体推進室 ☎23-9511

紀州材で建てる地域住宅支援事業について

和歌山県内で育まれた「紀州材」で家を新築・増築しませんか?
紀州材を使用して御坊市及び日高郡内に住宅を建設する場合に、補助金が受けられます。
補助金を受ける場合には、棟上げ又は土中杭打設の3日前までに事前の申し込みが必要です。

■主な条件

- ア 補助対象木材の条件(次のいずれにも該当する木材)
 - (1)木材含水率が25%以下のものであり、和歌山県の証明基準により紀州材であると証明されるもの
 - (2)住宅の基礎基礎盤改良に用いられる木製の土中杭
- イ 住宅等の条件
 - (1)新築の場合:申請者自らが居住する目的で建設する木造住宅
 - (2)増改築の場合:建築基準法上の許可又は届け出が必要な規模のもの
- ウ その他の条件
 - (1)平成28年3月31日までに補助対象木材の工事現場での施工が完了すること
 - (2)他の補助金等と重複受給が無いこと

■申し込み方法

補助対象木材の工事現場での施工に着手する日(=ア(1)の場合は棟上げ、ア(2)の場合は土中杭打設)の3日前(休日の場合はその前日)までに、所定の様式により日高振興局の林務課に申し込みを行ってください。
なお、申し込みには、建築確認済通知書の写し等も必要となります。

■受付期間

平成27年4月1日から平成28年3月15日(先着順)
なお、予算を超過した日をもって募集を終了することとし、超過した日(最終日)の申込者については、抽選により採択者を決定します。

■留意事項

○紀州材で建てる地域住宅支援事業補助金交付要綱第4条(5)の規定により、補助金交付の対象を同一とする他の国庫補助金又は県の補助金の重複受給は原則できません。

■補助金額 (1棟当たり)

紀州材の使用量(m ³)	補助金額
5 m ³ 以上 10 m ³ 未満	60,000円
10 m ³ 以上 15 m ³ 未満	130,000円
15 m ³ 以上	200,000円

和歌山県 林業振興課

検索

として検索し、『トピックス「紀州材」』→『各種事業「紀州材で建てる地域住宅支援事業」』をクリックして進みますと、様式等がございます。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/kisyuzai/jyutaku.html>

■お問合せ 日高振興局 地域振興部 林務課 ☎24-2912



森林の立木を伐採しようとするときには!!

森林の立木を伐採しようとするときは、森林法に基づく伐採の届出などが必要です。無届け、無許可による伐採をした場合、罰金が科される場合があります。

なお、1ha(10,000m²)を超える森林の開発行為を行う場合は、県への許可申請(林地開発許可申請)が必要です。

届出などの時期	普通林の場合	伐採する90~30日前までに届出が必要
	保安林の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・皆伐は、伐採面積の限度公表日から30日以内に県への許可申請が必要 ・天然林の択伐は、伐採する30日以内に県への許可申請が必要 ・間伐または人工林の択伐は、伐採する90~20日前までに届出が必要
無届伐採を行った場合の罰則	普通林の場合	100万円以下の罰金が科される場合があります。
	保安林の場合	150万円以下の罰金が科される場合があります。

■お問合せ 林業振興課 ☎56-0324